

第44回公開講座

スポーツ仲裁とは何か

— ロンドン・オリンピックに向けてもう一つの戦い —

と き：平成24年5月11日(金) 10:40～12:10

ところ：千里山キャンパス第1学舎1号館 A601教室

報 告：道垣内正人（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事（機構長）、早稲田
大学大学院法務研究科教授、弁護士）

コメント：高作 正博（インド・南アフリカ財産的情報研究班主幹、法学部教授）

司 会：佐藤やよひ（法学研究所長、法学部教授）

佐藤やよひ おはようございます。

私は、きょうの公開講座の企画をいたしました法学研究所長の佐藤です。法学部の学生の皆さんの中には、国際私法と国際取引法の講義を担当しているということで、ご存じの方も多いかと思えます。

きょうは、「スポーツ仲裁とは何か——ロンドンオリンピックに向けてもう一つの戦い——」というテーマで、日本スポーツ仲裁機構・代表理事でいらっしゃいます道垣内正人先生に、お話しさせていただきます。

ところで、只今日本スポーツ仲裁機構・代表理事という肩書きのほうをご紹介しましたが、道垣内先生は早稲田大学のロースクールで国際私法を担当しておられます日本を代表する国際私法学者、特に国際裁判管轄につきましては、日本の代表としてハーグ国際私法会議等にもご出席されている先生です。

きょうはスポーツ仲裁ということで、ロンドンオリンピックがあと二月半、7月27日から始まりますので選手選考に不満があったときに、どうなるのかということのお話をさせていただきます。選手は実技での戦いばかりでなく、この選考過程、あるいは選考基準に対して不満があったときに、もう一つの闘いをしなければなりません。この戦いにおいてスポーツ仲裁機構が、日本においてはどのようにそれを処理するのかということにつき、皆さん方も、非常に関心を持たれていると思われるので、それを道垣内先生にお話ししていただくということです。

また、この展開講義担当の憲法の高作先生についてですが、憲法の展開講義でこういう公開講座をするのは少し不思議だと思われる方も多いかも知れません。これは高作先生のコメントを聞いていただいたら、スポーツもこんなところで憲法とかかわりがあるのかということがよくわかるかと思えます。

道垣内先生は、私が講義で使っている国際私法の教科書もお書きになっておられます。もち

ろん国際私法の論文もたくさんお書きになっているのですが、今ここに見せますこういう『スポーツ法への招待』という本をお書きになっていらっしゃるようです。ミネルヴァ書房から出ております。もしご興味がありましたらこの本を皆さん方一読ください。

それでは、早速ですけれども道垣内先生、お願いします。

道垣内正人 ご紹介にあずかりました、道垣内（どうがうち）と申します。ちょっと難しい名字でございますけども、よろしく願いいたします。

1. はじめに — 具体的な問題について

今ご紹介いただきましたように、スポーツ仲裁をずっとやってきているわけではなくて、日本スポーツ仲裁機構をつくる過程に関与し、その設立後、ずっと運営に携わってきていまして、合計で10年ぐらい関与していることになります。そういう立場から、本日は、スポーツ仲裁、あるいはスポーツ法について、皆さんのご理解を得るべくお話をさせていただきます。皆さんのご理解があることが、アスリートたちの闘いのバックアップになりますし、さらにはこういう分野があるんだということで、将来何らかの立場でスポーツ法やスポーツ紛争に関係して下さる方が出てくればよいと思っています。

お話ししたいことはたくさんあるのですが、どんな問題がそもそもスポーツ仲裁で扱われるのかという具体的なことからお話をしたほうがよいだろうと思いますので、そのことから始めます。現実には生じる紛争は複雑な事実関係に基づいていることが多く、論点をはっきりしませんので、仮定的な問題として、これはある法科大学院の試験問題に出したものです。法科大学院の問題だからといって格別レベルが高い問題というわけではありません。法的素養をもとに、バランス感覚のよい答案を期待して出題したものです。

競技団体Y（日本水泳連盟とか日本陸上競技連盟を想定してください。）が、M世界大会への日本代表選手をABCDEとするという代表選手選考決定をしました。この選考に漏れてしまったXが、選考過程に不正行為があったと主張し、この不正行為の結果、選考されたAに代えて自分を代表に加えろという請求をしました。これが請求1です。そして、仮にそれが認められない場合には、本件選考決定を全面的に取り消して再選考せよという請求、これが請求2ですが、このように選択的な請求をしました。

この場合、幾つかの論点があるわけですが、一つは、Yという競技団体の内部規則があって、その規則の赤字部分ですが、競技団体Yの決定に対して不服がある者は、常にYの設置する不服審査委員会による審査を受けることができる。Yは、不服審査申立てがあった場合には、2週間以内に同委員会を設置し、同委員会は3カ月以内に判断を示すこととする。同委員会の決定に不服がある者は、仲裁機関P、例えば日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てをすることができ、Yはこれに応じるものとする。以上の通り定めています。

要するに内部の不服審査手続を前置して、その手続を経た上でそれでも不服があれば外部の機関に申立てができるという規則があるというわけです。

本件ではしかし、Xは、この不服審査委員会の決定を経ずにいきなり仲裁申立てをしていきます。そのためYは、この仲裁申立ては規定に違反するので却下せよという主張をしています。

それに対して X は、Y が不服審査委員会を設置するには最大 2 週間を要し、さらにその決定を得るまでには最大 3 カ月を要するところ、世界大会開催は 2 カ月以内に迫っている。したがって、この不服審査手続を経ていると大会自体が終わってしまう。だから直接申立てはできるべきだという主張をしています。この争いについて、あなたが仲裁人だったらどう判断しますかというのが第 1 問であります。

第 2 問は、仮に仲裁手続に入ったとして、仲裁パネルは、いろいろ審査をした結果、証人調べを含む証拠を審査した結果、X が主張するように不正行為があり、A は不正に選考されたという認定がされたとします。その場合に、仲裁パネルは、請求 1 を認め、A に代えて X を代表とするという決定ができるのか、それとも、請求 1 は認めず、請求 2 を認め、決定全体を取り消すしかないのか、これが第 2 問です。

第 3 問、先ほどの例では請求 1 があったわけですが、状況を変えて、全面取消しを求める請求 2 しかなかったと仮定して、その仲裁パネルはこの請求を認め、本件選考決定を取り消す旨の決定をしたとします。そして、これを受けて、競技団体 Y は、再度選手選考会議を開催し、A を外して X ではなく F を入れるという決定をしました。BCDEF を代表選手とするという決定をしたというわけです。これに対して X は、再びこの選考決定を取り消す旨の仲裁申立てをすることができるか。これが第 3 問の(a)です。

第 3 問の(b)は、仮に X が再びこの選考決定を取り消す仲裁申立てをすることができ、3 人の仲裁人で構成される仲裁パネルによる審議が行われることになったと仮定します。いきなり具体的な問題からお話をしているので、前提を幾つかご説明しなければならないと思います。通常、仲裁手続では、申立人 X が仲裁人を 1 人選ぶ、被申立人の Y が別の 1 人を選ぶ。そして、そのようにして仲裁人に選ばれた 2 人が相談して 3 人目の仲裁人を選んで、その 3 人の合議で判断をするというのが通常です。その上で、ここで問題としているのは、X としては、自分を一度勝たせてくれた先の仲裁判断を下した仲裁パネルを構成していた仲裁人 W を、もう 1 度、再度の仲裁申立てに基づく事件の仲裁パネルの 1 人にしたいというわけですが、それは認められるのかというのが、第 3 問(b)です。

この回答は、この末尾のスライドにあります。それは後で見ていただくとして、そういった問題がスポーツをめぐるでも起きるといことで、以下は話を進めて参ります。法律家としての判断を求められるわけですが、必ずしも法律に基づいて判断をするわけではありません。競技大会の代表選手選考のことを定めている国家法はありませんし、裁判所の裁判例があったりするわけではありません。しかし、法律家の健全なバランス感覚、あるべき正義をどう考えるか、という判断が求められるわけです。

以上のようなことがこの分野で起きているということをご認識いただいた上で、きょうお話しするのは、目次にありますように 4 つの点です。第 1 は、今申し上げたのはスポーツ仲裁とはどういうものなのか、日本で行なわれているスポーツ仲裁とはどんなタイプのものがあるのか、現状はどうかということをお話します。

それから第 2 に、仲裁とちょっと違うものとして、調停という紛争解決方法もありまして、

これについても、簡単に触れたいと思います。

それから項目の4番目は、トピックとしては3つ目ですけども、スポーツ法そのものについての話であります。スポーツ法というものがあるのか、それ自体問題であります。しかし、今申し上げたような問題を解決するに当たって、何らかの基準が示され、あるいは基づいて判断されるとすれば、それはスポーツ法を構成しているはずでありまして、それはどんな基準なのか。さらにスポーツ界においては、代表選手選考だけではなくさまざまなものがあり、その中には、法律家が果たすべき役割があるのではないか、それはどういうことがあるのかをお話をしたいと思います。

最後に、項目の5、スポーツ基本法についてです。これは昨年施行された法律です。このスポーツ基本法は、一部報道はされましたけれども、随分と立派な法律でして、世界に冠たるものであると言っていると思います。ここまでのことを決めた法律を持っている国は多くはないわけで、特にスポーツ紛争の適正な解決についても、きちんと規定を置いております。

2. スポーツ仲裁・日本スポーツ仲裁機構とは

最初のトピック、スポーツ仲裁についてお話しします。まず、日本スポーツ仲裁機構ができた経緯です。1998年にドーピングの問題がクローズアップされまして、今やもうドーピングはあらゆる競技について問題になっており、アスリートの意識も大きく変化しましたが、ドーピングが徐々に大きな問題になってきたのが10年ちょっと前でございまして。当時、我が国におけるアンチドーピング体制をどうつくっていくかという議論がされました。

ドーピング検査には相当なお金と人手がかかります。アスリートのおしっこや血液を採るわけですけど、大会等の開催中でなくても、検査担当者が、突然アスリートのところに押しかけていって、採取を求めます。そのことを告げた瞬間からずっとそのアスリートから離れません。不正な行為をさせないためです。そして、そのアスリートのおしっこであることが確実になければ意味がありませんからおしっこを採るところを現認する必要があります。特別な容器2つにそれを入れ、検査に回します。そのサンプルの容器も高価なものです。1度ガチャッとふたを回すと、特別の機械がなければとれないようなものです。そして、検査結果が黒と出ると、もう1個のほうもあけて、検査をします。このように、相当なお金がかかるわけです。

そのようなドーピング防止活動をする仕組みを日本にどのように構築していくのか、それが大きな問題でした。現在は、日本アンチドーピング機構ができていて、億単位のお金をかけて防止活動をしております。

その議論の中の一つの論点として、アンチドーピング規則に反した場合、3年間出場停止といった厳しい制裁が科せられます。アスリートが最高のパフォーマンスができる状態はそれほど長くはないので、3年間は場合によっては選手生命を奪われるのと同じこととなります。ですから必死で争うということが起こると考えられます。そのときに、検査をした機関が間違いないはずだみたいなことを言っても説得力はありませんので、第三者機関が必要であるということになりました。

それを受けて、日本にドーピング紛争の解決のための仲裁機関を作ろうということになり、

そうであれば、ドーピング紛争に限らず、スポーツをめぐるさまざまな紛争を処理する機関にしてはどうかということになり、研究会が始まりました。ちょうどそのころ、2000年5月に千葉すずさんという水泳選手が、シドニーオリンピックの代表選手選考から漏れまして、日本水泳連盟を相手として不服申立てをしたのです。しかし当時、日本にはまだスポーツ仲裁機関がなかったので、この争いは、CAS（Court of Arbitration for Sport）に持ち込まれました。これは、IOC、世界オリンピック委員会の本拠地もあるローザンヌに本部が置かれているスポーツ紛争の解決機関です。単独の仲裁人となったスイス人が日本に来て、英語で審議をし、千葉さんの主張は退けられました。一説によると、千葉さんは、3,000万円位のお金を費やしたと言われています。カナダ人の弁護士を使ったらしくて、翻訳その他も全部含めての金額ですが、それは普通にはなかなかできないことです。

最近、サッカーの我那覇という選手も同じようにCASに仲裁申立てをしましたが、彼の場合、募金活動をして資金を集めたようでございます。

とにかく、このCASでの仲裁は、とにかくお金がかかる。外国語での仲裁手続を進めることになるためです。しかし、ドーピング紛争は国内問題というわけにはいかないのですが、争いの内容が日本からの代表選手選考であれば、国際的関心事項ではなく、日本でしかるべく処理すればいいことです。そのため、千葉さんの事件は、日本に仲裁機関が必要であるという議論を後押しすることになりました。

また、千葉さんの主張には、いくつか事実や規則に関する誤解があり、結局、千葉さんは負けました。ただ、その規則のうち、一部は公開されていなかったという事情もあったので、日本水泳連盟に対しては、62万円、1万スイスフランを払えという命令が出されました。

このような事件が起きた直後、競技団体にアンケートを実施しましたところ、80%近い競技団体が、仲裁が日本であってもいいのではないかという回答をしてくれました。そして、2003年4月7日に日本スポーツ仲裁機構が設立されました。私は、いろんなところで言っているのですが、この日は鉄腕アトムの誕生日です。若い学生さんをご存じないかもしれませんが、鉄腕アトムというロボットは、小さいけれど力持ちなのです。日本スポーツ仲裁機構もそうなりたいと思っています。

現在は一般財団法人になっており、来年には、公益財団法人になる予定です。私が言うだけではなかなか競技団体が動いてくれないので、評議員には、ちょっと偉い人たちをお願いをしております。元最高裁の判事とか、元日弁連の会長とか、法科大学院協議会の長の方とか、そういう方々に評議委員になっていただいています。運営は理事が行っているわけですが、理事のバランスも、競技団体、アスリート、中立という3つのバックグラウンドの人にバランスよくご就任いただいています。お金のことは後から申しますが、日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者競技連盟が主な拠出者なのですが、だからといって競技団体側の機関だと思われては困りますし、そういう団体も仲裁申立てをされる可能性があるものですから（事実、日本オリンピック委員会は被申立人になったことがあります）、アスリートにも目配りしバランスをとった仕組みにしております。

常勤の人は1人しかいなくて、代々木競技場という東京の原宿駅の近くのオリンピックプール（丹下健三のつくった吊り屋根のデザイン性の優れた建物）の一角にあります。

私は運営をやっているのですが、お金のことをいつも心配しています。一度は本当に年越しできるのかというぐらい心配したことがあるのですが、今のところ5,000万円弱ぐらいの予算規模で動いています。ただ、この中にはもらったお金がそのまま出ていくものもあって、例えば文科省からの受託事業2,100万円は、そのまま当該事業のために使ってしまうことになります。例えば、スポーツ団体のガバナンスについて調査研究をするという事業を文科省が打ち上げて、それを受託する外部機関を公募し、それに応札をして、事業をとるということをするわけです。受託できましたら、ガバナンス研究をできる先生方をお願いをして委員会をつくり、その研究活動の成果として報告書をつくって、文科省に提出することをするわけです。CASの先例を調べるといった私どもが本来やらなければいけないことも、国の事業として公募してくれるので、それを受託して報告書が出来上がるということは、日本スポーツ仲裁機構としては大変ありがたいことです。

ただ、それは右から左に流れていくお金なので、組織の維持のためには役に立ちません。機構の唯一の収益事業は、仲裁・調停の申立料金です。これ予算ベースで40万円しかありません。というのは、1件あたり5万円しかもらわず、それが8件あるだろうという予算になっているわけです。事務局がかつて計算したところ、1件あたり50万円は少なくともかかっています。仲裁・調停の事件を扱うごとに赤字となるという仕組みです。

では、どうやって運営できているのかと申しますと、収入の2番目と3番目のJOC等の3団体から、特別維持会員会費を1団体300万円ずついただいています。また、女子プロゴルフ協会が、ロンドンオリンピックの次のオリンピックのときからゴルフがオリンピック競技に入り、ドーピング検査が必須の条件になりますので、今から、その準備として、ドーピング検査を始めていまして、そのトラブルを機構が引き受けることの対価として、年間100万円の一般維持会費を頂いています。そういうところからのお金と、スポーツ関連企業等からの寄付金もあり、結局、事務局の経費は、支出の一番下、1,160万円ぐらいです。これで、事務局のオフィスも借りていますし、人も雇っているので台所事情は大変です。もちろん、私を含む非常勤の役員は全部ボランティアです。

そのような日本スポーツ仲裁機構の運営をやっているのが私であり、私は、個別の紛争案件を処理しているわけではございません。しかし、場合によっては事件の審問手続に立会いますし、その経験を通じていろんなことを思うようになりました。そのことを本日はお話ししたいと思います。

3. 3つのスポーツ仲裁

現在、3つのタイプの仲裁があります。先ほどの試験問題に登場するのは、第1のアスリート vs 競技団体の仲裁です。これは行政訴訟型というべきものです。行政法の講義を取っている方はおわかりかと思いますが、競技団体の機関決定をアスリートが争うタイプの紛争を対象とするものです。その逆は対象になりません。特別な関係にある団体がした決定で不利益を

受けたと主張して、申し立てるわけです。だれが申し立てをすることができるかは一つの問題で、不利益処分を受けたアスリート自身であれば問題ありませんが、コーチや監督はどうかという事は問題となりますが、現在のスポーツ仲裁規則では、それらの者やチームも申し立てをすることができるように定めています。

2番目は、民事訴訟型です。これはビジネス紛争仲裁だと思っていただいてもいいものです。スポーツ関係のビジネスをめぐって争いがあった場合に、一般のビジネス紛争仲裁と同様に解決するものです。裁判所に行かないで仲裁で解決すると幾つかいい点もあり、悪い点もありますが、そのバランスを見て仲裁で解決しようということは通常のビジネス紛争についてもあるのですが、スポーツ関係のビジネス紛争を対象とするのがこれです。例えばスポーツ中継をめぐる争いとか、あるいはスポンサーとアスリートの争いとか、そういったものについて、請求額に応じて申立料金を頂く仕組みになっていますので、これが何件かあれば運営は楽になるのですが、まだ1件もありません。宣伝も余りしてないということがありますが、残念ながら収入源にはなっていません。なお、第1のスポーツ仲裁規則の対象はトップアスリートだけなので、それ以下のレベルのアスリートがどうしても仲裁で紛争を解決したいと言い、相手方も応じれば、この民事訴訟型の仲裁規則によることとなります。金銭の請求をするわけではないということが多いでしょうが、その場合には、申立料金は105万円という定めになっており、一般に高すぎるので、実際にそのような事件はまだ1件もありません。

最後の第3は、ドーピング紛争を対象とする仲裁規則です。ドーピングの説明をする時間は今はありませんが、ドーピング紛争の特殊性は、社会的・国際的な関心事であり、単に当事者間の問題ではないということです。社会的関心事であるとは、不正問題であり、スポーツ界の秩序を乱したという問題だからです。また、国際的関心事ということは、日本選手のドーピング問題について日本の機関が「白」という判定をしても、国際的には疑惑の目で見られるということです。日本から誰がオリンピックに出るかという行政事件型の事件は、日本でしかるべく決めればいい話で、外国の競技団体とか国際競技団体は何らの関心も払いません。ところが、ドーピングはそうではないのです。ドーピングの検査をして「黒」が出たのに、不服申立てをした結果、「白」の判断が出たということが、例えば、日本の隣の大きな国であったとすれば、日本から見れば、国が一体となってその選手を国際競技大会に出そうという利益を優先したのではないかという疑念が生じるのではないかと思います。同じことを日本の仲裁機関がしても、同様に、国際的な信認は得られません。

したがって、ドーピング問題は犯罪と同様な扱い方をされています。検察側の役は、日本アンチドーピング機構だけではなく、国際競技連盟や世界アンチドーピング機構も判定について争うことができます。また、日本スポーツ仲裁機構の判断に対しても、CASに対して上訴する道が用意されています。日本では、これも5万円の申立料金です。これまで2件の事例があります。

さて、第1の行政事件型のものについてですが、これは本当はいろいろなレベルで紛争はあり得るはずですが、中学校の校内競技大会のクラス代表にだれを出すかといったことをめぐって

も、争いは起きる可能性があります。また、ゲートボールといった場でも、いっぱい争いがあるとも言われます。そこで、そういう紛争も日本スポーツ仲裁機構で取り上げてあげればいいのですが、残念ながらお金と人員との関係で、今のところできません。今のところやっているのは、スポーツ競技またはその運営に関して、競技団体またはその機関が行なった決定であり、その競技団体は、JOC等の3団体のほか、各都道府県の体育協会と、それらの団体の加盟もしくは準加盟または傘下の団体です。この「傘下」という文言は曖昧な点があり、これを広く解釈して救うという可能性が残されています。

4. 自動受諾条項の重要性

ここまで、「仲裁」という言葉を使いながら、その定義はしてきませんでした。仲裁と裁判とはどこが違うかということ、公務員である裁判官ではなく、民間人である仲裁人が判断する点が違います。そして、そのような民間人がなぜ判断をすることができるかということ、当事者間で仲裁合意をしているからです。仲裁合意とは、当事者間の紛争を仲裁人の判断にゆだね、その判断には従うことを約束することです。仲裁法という法律があり、その適用を受ける仲裁であれば、仲裁人の判断（これを仲裁判断といいます）は、裁判所の確定判決と同一の効力があるとされています。そのため、仲裁の手続は完全に自由にされるわけではなく、両当事者を公平に扱わなかったり、仲裁人が一方の当事者から金品を受け取っていたりすれば、仲裁判断は裁判所により取り消され、収賄については刑事罰も科されます。

以上のことから、出発点は仲裁合意であることが分かると思います。これがない限りは、仲裁人としての権限はなく、当事者を拘束する判断はできないわけです。「けんかの仲裁」というものは、頼まれもしないのに争いに割って入って、その喧嘩俺が買ったと言ったりするわけですが、そのようなことをするのは、ここでいう「仲裁」ではありません。

さて、スポーツ仲裁において、例えばアスリートと競技団体との間の個別の紛争ごとに仲裁合意をすることは、既に争いになってしまっていますので、簡単ではありません。競技団体として、第三者の判断を仰ぎたくないという事案もあり得ると思います。しかし、そのように、個別の紛争が起きてから、アスリートが仲裁申立てをし、競技団体が個別に仲裁合意をするか否かを決めるというのでは、アスリートとしては、仲裁申立てをためらうことになってしまいかねません。そこで、日本スポーツ仲裁機構としては、競技団体に対して、団体の決定に対してアスリートが不服を抱き、仲裁申立てをした場合には、自動的に仲裁を受諾するという「自動受諾条項」を採択するようお願いをしています。これを競技団体が予め採択し、公表しておいてくれば、アスリートとしては、いつでも仲裁手続をとることができることになります。様々な機会を捉えて、あるいは、書簡等を送付し、自動受諾条項の普及に努力をしていますが、しかし実際には、トップレベルの競技団体でも半分くらいしか自動受諾条項を採択していないのが現状でございます。

5. 行政訴訟型仲裁の仲裁判断の実効性確保

仲裁手続においては、申立人の請求、例えば、オリンピック代表選手選考の取消しや出場停止処分の取消しなどの請求の可否を仲裁人が判断します。仲裁人の数は原則として3人です。

ただし、極めて短期間に判断する必要があるような場合には、1人の仲裁人とすることができるようになっています。実際、翌日開催される競技への出場資格をめぐる争いについて、1名の仲裁人による仲裁手続をその前日に開催して、即日、仲裁判断を下したという例もあります。

仲裁判断は公表しています。日本スポーツ仲裁機構のホームページを見ていただきますと、全部の仲裁判断が出てきます。ただ、固有名詞のうち、個人の名前はアルファベットに置き換えています。何のために公表しているかという、2つ目的があります。一つは競技団体が敗れた場合に特に重要なのですが、特別強制、つまり、仲裁パネルが競技団体の決定を取り消すと判断した場合、その競技団体は、その決定は取り消されたものとして扱うように仕向けるということです。スポーツ仲裁は、法律上の争訟を対象としていないことが多いため、裁判所で強制執行するということではできません。そこで、機構長として私が記者会見をし、仲裁判断をマスコミに知らせ、ホームページにも載せて、競技団体が仲裁判断を無視することはできない状態に追い込むということです。

もう一つの役割は、仲裁判断を公表することによって、ああいうことをすると問題になるのだとか、どのようなことをすると取り消されるのかを他の競技団体にも示し、スポーツ界全体として、良い方向に動かすという目的です。そのような一般予防のための仕組みとして仲裁判断は公表はしております。したがって、アスリートの固有名詞や、競技団体関係者の固有名詞は公表する必要がなく、これらはアルファベットに置き換えているわけです。

6. ドーピング紛争仲裁

次に、ドーピング紛争仲裁について簡単にお話します。ドーピングについては条約がありまして、その条約に基づいて日本アンチドーピング機構が動き、それとの関係で、日本スポーツ仲裁機構は動いています。日本は今のところまだそれほど深刻なドーピングの事例はないですが、国によっては組織的に、お医者さんぐるみで、いかにばれないドーピングをするかを研究し、それを実行するアスリートがいます。

先ほど申しましたように、日本のトップクラスのアスリートのドーピング・ケースについては、日本スポーツ仲裁機構がした判断は、最終的ではありません。他の仲裁は全部、最終的であり、当事者を拘束するのですが、ドーピング紛争仲裁は事情が異なります。国際競技大会における競技会で発生した事件、または国際水準の競技者が関与した事件の場合には、日本スポーツ仲裁機構の仲裁パネルの判断について、CASに上訴することができることになっています。日本から誰が世界大会に出場するのは日本で決めればよく、国際的な関心事項ではないのですが、日本人選手についてのドーピング問題は、その選手が有力であればあるほど、世界の関心事項であり、日本の仲裁機関がシロという判断をしても、国際的には信用が得られないというわけです。そのため、特に、シロという判断に対しては、国際競技連盟や、世界アンチドーピング機構（WADA）などが検察官役として、CASに上訴することができる仕組みになっています。

7. 現状

スポーツ仲裁の現状に移ります。先ほど申しました自動受託条項の採択率ですが、トップレ

ベルのアスリートを統括する競技団体の採択率を見ると、47.1%となっています。半分にも満たない状況です。さらにその下のレベル、都道府県の体協とか何かのレベルですと10%ぐらいしか自動受託はしてくれていません。これを100%に持っていく努力をしているのですが、なかなか簡単ではありません。

その理由の一つには、お金の問題があります。争いが起きますと、競技団体側としては、弁護士を雇ったりする必要が生じ、費用が発生しますので、そのようなお金の用意はないとおっしゃる団体が相当にあります。紛争処理のための費用を予算に計上している競技団体はないわけです。将来的には、各競技団体がお金を出しあって基金のようなものを作り、紛争が生ずれば、そこからお金をもらうといった仕組みが必要かもしれません。

仲裁の取り扱いの件数ですが、これまでのところ仲裁判断が出たのは15件です。10年ぐらいやっていて15件しかないのをどう評価するかが問題となります。もっとも、仲裁判断が出るところまでいく事件は氷山の一角であり、その下には仲裁判断まではいかない紛争がたくさんあり、それらについての相談等を日本スポーツ仲裁機構は受け付けています。この表の1番下の右にある相談案件の数は、これまでで115件で、総取り扱い件数は166件ございます。今の事務局体制からすると、この倍ぐらいは処理できるでしょうが、3倍4倍になると処理できないので、稼働率50%ぐらいかなと思っています。仮に、3倍4倍の件数になりますと、人的な体制を変更し、常勤職員を増やす等の措置を要します。これは固定費ですので、それに見合う継続的な収入の道が確保されない限り、そのようなことはできないのが現状です。

ところで、赤で書いてある7という数字は大きな問題です。これは、アスリートが仲裁の申立てをしたのだけど、競技団体が嫌だと言って仲裁に応じなかった事件の数です。このようなことが起きないように、啓発活動を通じ、受動受託条項の採択率を上げていく必要があると痛感しています。

8. 具体例

具体的に、どんな事件なのかということですが、1個1個、興味深い事情があります。これまで、世間的に最も注目されたのは、2004年の001番という馬術のケースです。これは記者会見にテレビカメラも入り、スポーツニュースでも取り上げられました。どうしてかというと、現JOCの会長が馬術出身で、JOC会長のおひざ元で紛争が起きたといった事情に加え、この事件の8年前のオリンピック、バルセロナオリンピックだったと思いますが、その際の代表選手選考では理事が全員辞職するようなスキャンダルが生じたということも背景事情としてございました。その馬術連盟が8年後にまた代表選手選考をめぐる争いを起こされたということでした。

仲裁パネルの判断は、請求棄却でした。ただし、ぎりぎりの判断で、仲裁判断の中には、馬術連盟側にいろいろと問題もあった旨の指摘がされています。また、馬術連盟には、申立人に50万円を払えという判断もされています。

最近のものとして、2012年2月27日に仲裁判断が言い渡されたものがあります。ボートの代表選手選考をめぐる争いです。結論は、決定取消でした。内容を短時間でご説明するのはな

なかなか難しいですが、6人の上位選手を選んで、その6人から、2人乗りボートの代表選手として2名を選考するというレースが行われました。前で漕ぐ場合と後ろで漕ぐ場合とがあるので、すべての組合せは10通りになり、2日間にわたり10試合が行われました。10試合をやって、各選手のタイムの平均を出すという方法でした。ただし、思い切り漕ぐのでは、2日間で10レースもできないので、漕ぐスピード（ピッチ）を決め、それをみんな守って漕ぐこととし、効率的なオールさばきができる選手が少し早くドールインすることができるという方法が採用されていました。ところがイレギュラーなことが起きました。そのような方法でのレースなので、それほど大きな差は付かないのが普通なのですが、ある回で著しく遅いボートがあり、その原因を調査すると、そのボートに乗っていたA選手が、その前のレースでの他の選手からのピッチを守れとの声に萎縮したという事情があったと審判団が判断し、A選手が乗っていたすべてのボートの記録（各レースで一つ）を削除し、残った記録だけの平均で代表選手2名を決めるという判断がされました。そのような措置がとられる前は、B・Cが選ばれていたのですが、いま申し上げた記録の一部削除の結果、D・Eがえらばれることになりました。そこで、Bがそのような代表選手選考方法を取消す旨の判断を求めて仲裁申立てをしたわけです。

仲裁機構を運営していると、争いになった競技のことは少し分かるようになるのですが、ボートの代表選手選考はなかなか難しいものです。屋外でレースをしますから、風が吹いたりなんかして、記録に大きな影響を与えます。2日間で10試合をしたわけですが、後半にいくほど風が強くなったようで、すべてのボートの記録は後半になればなるほど悪くなっています。そのような中で、A選手が関係したボートの記録を全部削除しますと、後半にA選手と同じボートに乗った選手が有利になります。遅い記録を削除してもらえますから。まさに、D・E選手は、後半にA選手と一緒にボートだった選手なのです。

D・Eを選ぶための意図的だったとすると相当賢いやり方ですね。しかし、おそらくそうではなく、実際、仲裁パネルも一定の目的をもって操作したとは認定していません。とはいえ、仲裁判断では、イレギュラーな事態が生じたとの認定が妥当かどうかはさておき（この点は判断していません）、仮にイレギュラーな事態であるとしても、事後措置として、妥当性を欠くものであったとの判断がされました。

なお、その後、再試合が行なわれ、仲裁を申し立てたBとCとのペアが選ばれたそうです。

次に、ドーピング紛争仲裁は2件あります。治療のために注射を打っていたという自転車の選手が競技会に出場はしたものの、早めにリタイヤし、注射を打ちました。その後に、その競技会でのドーピング検査対象者リストが発表されて、その選手がリストに入っていました。そして、検査したところ禁止物質が検出されました。日本アンチドーピング機構の規律パネルで制裁措置が決まったのですが、それに対し、その選手は、リストの掲示が遅すぎたと主張し、制裁措置の取消しを求めて仲裁申立てをしました。しかし、その主張は認められず、制裁措置はそのままとされました。

9. 調停

他方、調停ですが、調停は、仲裁と違い、拘束力はありません。調停は、当事者間の話し合

いの場合に第三者として調停人が入り、調停人は仲裁や裁判ではどういう判断になりそうかという観点から両当事者に助言したり、場合によっては、紛争解決の案を示し、その案を両者が受諾すれば和解が成立し、いずれかが拒否すれば、調停は失敗に終わるといえるものです。そのような強制力のない解決方法なのですが、しかし第三者が入ることによって話がまとまることも少なくありません。よい調停人で、両当事者から信頼を勝ち取れば、その調停人の斡旋がうまくいくこととなります。

これまで、スポーツ調停で、和解が成立したのは3件です。これらは労働事件です。企業のコーチとかが辞めさせられたケースなどです。少なくとも3人の方にはお役に立っていると思います。

このような調停という紛争解決方法を、日本国として後押ししようという趣旨で、裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律が2007年に施行されています。これは司法制度改革の一環として制定された法律です。日本スポーツ仲裁機構は、この法律に基づく法務大臣認証の第1号を取りました。偶然ではありません。スポーツ界において信頼できる機関であるとの認識を広めるため、ねらって取ったのです。1番にならないとニュースに出ないので、事務局には無理をしてもらって、法律施行日に申請をしました。狙い通り、新聞には出ましたが、それほど効果があったかどうかはわかりません。

10. 競技団体の決定が準拠すべきルール

仲裁判断が何件もできていますので、そこからスポーツ法が抽出できるように思います。行政法事件の判断基準と類似する基準です。まずは、競技団体には代表選手選考等について裁量権がある。3人の選手を選ぶ場合、ABCでなければ絶対にだめということではなくて、ABCDEぐらいまでの選手の中で3人を選ぶ限り、ADEでも裁量の範囲内だということになります。問題は、裁量権を逸脱しているとされる場合です。

どういう場合に裁量権逸脱として競技団体の決定を取り消すかということ、決定自体が、自分がつくったルールに違反している場合はだめです。それから、ルール違反ではないけれども、著しく不合理な決定である場合もだめです。さらに、決定に至る手続に瑕疵がある場合もだめです。瑕疵というのは、きずがあったという意味です。例えば、不利益処分をするときには、当事者を呼び出しして、その言い分をきく手続が必要であって、それをしないで一方的に処分をしてしまうと、手続に問題があるということになります。最後に、スポーツ団体の決めた規則自体が法秩序に違反するか、もしくは著しく合理性を欠くものである場合もだめであるとされています。

以上のような場合にのみ、裁量権逸脱として競技団体の決定を取り消すことになります。不当であると思われる場合でも、かならずしもアスリート側が勝てるということはないです。個人競技で、例えば水泳の競泳競技であれば、簡単です。タイムで速い人を選べばいいわけですから。これに対して、例えばマラソンの代表選考は難しいです。オリンピックの女子マラソンでは日本には3人の枠しかない。そうであるのに、競技会は四つか五つかある。それぞれに有力選手がどう出るかということ、ばらばらに出場します。A選手がこの甲競技会に出るのであれ

ば、自分はそれでは乙競技会に出るなんてことが起きます。どうしてかというと、競技者はみんなゼッケンをつけていて、企業名が入っているのです。1等賞になれば放送時間の相当な時間はその選手のゼッケンが放映されます。2位以下だとたいした時間は放映されません。そうすると、1等を取れるようにばらばらに出場することになるわけです。それが例えば四つの競技会があったとして、それぞれ1等賞が違う人になった場合、当日の天候等が違うし、コースの起伏も違う四つの大会の勝者4名から3人を選ぶことは簡単ではありません。どうして1回の大会で代表選手を決めないのかと思う方もいらっしゃると思いますが、マラソン大会にはそれぞれスポンサーもついていて、そう簡単に一つに絞ることはできません。

なお、代表選手枠が3人分ある場合、トップの3人を出さなければならないかということも必ずしもそうはいえません。2人はトップの2人とするとしても、3人目は将来をにらんで、これから伸びる人を出したいんだという判断を競技団体がしたとすれば、それは裁量権の範囲内であって、不合理な判断とはいえないと思われます。そうすると、代表に選ばれなかった選手が仲裁申立てをしても、よほどのことがない限り、競技団体の決定は取り消されたいと思います。

11. スポーツ法上の若干の論点

最初にちょっと申しましたが、オリンピックにだれが出るかは、運動会にだれが出るかと同じなので、裁判所に訴えを提起することはできません。裁判所法という法律があって、裁判所が扱うのは「法律上の争訟」だけであるとされていますので、法律を適用して判断できないことは裁判官は判断しません。したがって、代表選手選考について提訴しても、訴えは却下になります。

慰謝料請求であればできるのですが、慰謝料をもらっても仕方がないです。ですから、日本では、代表選手選考をめぐる争いのようなものはスポーツ仲裁の役割となります。もっとも、国によっては違う扱いがされることもあります。アメリカでは、実際、シドニーオリンピックのレスリングの代表選手選考について提訴され、判決で再試合が命じられた事件があります。日本とは大分違うようです。

日本では、代表選手選考が「法律上の争訟」ではないということになりますと、仲裁法の適用もないということになります。なぜ適用がないかというと、仲裁法には、仲裁判断は確定判決と同じ効力があるとの定めがあるからです。法律上の争訟でない限り、確定判決と同じ効力はあり得ません。仲裁法が適用される仲裁判断であれば、裁判所で強制執行をしてもらうこともできるのですが、スポーツ仲裁に仲裁法の適用がないということになると、強制執行を求めることはできず、先ほど申しましたように、仲裁判断を公表して事実上の強制をするということをしているわけです。

次に、創造的な仲裁の可否です。これは難しい話で、冒頭の試験問題でも出てきましたが、代表選手とされたABCの中のAをおろしてXを入れるべし、といった仲裁判断が可能でしょうか。行政事件では基本的には行政庁に特定の処分をせよ、という判決は出されたいです。行政庁の処分を取り消すだけです。同じように、仲裁人としてもそこはためらわれます。 どうしてかということ、さきほどの例で、AをおろしてXを入れるという判断をしたとしますと、少な

くとも不利益な扱いをされる A には争う機会を与えてあげなければなりません。A を落とすとしても、仲裁申立てをした X が入るべきだとは必ずしもいえません。X のほかに、Y とか Z もいい選手かもしかかもしれません。その中で、X が選ばれるためには、Y や Z についても判断をする必要がありますが、これは、法律家である仲裁人のできることではありません。まさに、競技団体のしかるべき人たちが、専門的な判断をして決めるべきことです。要するに、仲裁パネルとしては、最初の決定を取り消し、事後のことは競技団体に再検討をしてもらうというのが無難なことであろうと思います。

そうすると、再試合等が必要になることもあります。さきほど申し上げたボートの代表選手選考では再試合をしたようですが、それはまだ時間的な余裕があったし、ボート競技であれば全力で漕いでも、本大会に支障が出ることはないからだと思います。これに対して、例えばマラソンでは、代表選手選考決定が取り消されたとすれば、再試合は無理です。それではどうするかというと、それは競技団体に任せるしかないと思います。

12. スポーツ基本法のもとでの将来

スポーツ基本法では、スポーツ団体には、スポーツ紛争の迅速かつ適正な円滑な解決について努力義務があります。また、国は、スポーツ仲裁機構のような団体を支援し、仲裁人の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進等々の施策を講じるとされています。この法律の制定で、日本のスポーツ界の透明性、グッド・ガバナンスの確立について大きく前進することを期待しています。この法律の下で、国からの競技団体への補助金の交付に際して、ガバナンスを要求し、その指標の一つとして自動受託条項を採択していることをカウントしてくれるようになれば、自動受託は一挙に進み、スポーツ界も良い方向に向かうのではないかと思います。

最後に、私どもの日本スポーツ仲裁機構がしていることは、アスリートが明るい環境のもとでスポーツに全力を尽くす環境をつくってあげることです。コーチとの人間関係とか、団体役員に媚を売るとかそんな必要はない明るい環境を整備してあげ、最終目標は紛争がゼロになることです。今でもゼロに近いのですが、一度十分に増えてからゼロになるのが理想です。

さらに、もっと対象分野を広げていくべきだと思います。トップアスリートの紛争だけではなく、もっと普通の人のスポーツ紛争にも手を差し伸べたいと思います。さらに、プロスポーツにも手を広げていくべきであろうと思います。

とはいえ、スポーツ仲裁機構は、しょせん裁判所的な役割ですので、待ちの姿勢です。何か施策を打つとか、摘発をするなんてことはできなくて、申立てがあってはじめて活動するのが仲裁機構です。これに対して、私は「スポーツ検非違使」と言っていますが、検察官役が必要です。できれば競技団体が合意して、検察庁のような機関をつくって、競技団体や、練習の場に立ち入り検査に突然行き、いじめが常態化していることはないかをチェックし、また、いつでも、セクハラ被害の告発を受け付けるといったことをすべきであると思います。そういう機関が存在するだけで、パワハラ・セクハラは相当に減ると思います。

日本アンチドーピング機構を組織替えるのが一案ではないかと思っています。日本はドー

ピングに随分お金をかけています。しかし、私は、スポーツ界をよくするには、本当はセクハラとパワハラを取り締まったほうがよほど効果的ではないかと思っています。トップレベルの選手は、常に自分は今どこにいるかを、その機構に連絡し、コンピューターで管理されています。その場所に突然、機構から採尿担当者が訪ねてきます。そして、2回そこにいなければドーピングをしているとの判断がされます。そのように、人を派遣してチェックをしているのですから、採尿だけではなく、検察官的役割も果たすようにしてはどうかというアイデアです。いずれにせよ、「スポーツ検非違使」の導入が必要だといろいろなところで宣伝しておりますので、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

ということで、若干時間をオーバーいたしました。以上で私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

佐藤やよひ どうも、道垣内先生、ありがとうございました。

それでは引き続き、高作先生からコメントをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

高作正博 皆さん、どうもこんにちは。もともとこの授業は、「展開講義（憲法発展研究・憲法原論）」でございます。授業を受講している方はご存じかと思います。今日、この講演会のために特別に参加された方につきましては、おそらく説明が必要になろうかと思っています。

私の授業は憲法の授業になります。そこで、何故、スポーツという問題を憲法学の授業の中で取り扱うのかというお話をするのが、私には求められているのではないかと思います。憲法学とスポーツとのかかわりにつきまして、コメントさせていただきたいと思っています。

お話のポイントは三つございます。一つ目は、国家論とスポーツという問題です。二つ目は、公法学とスポーツという問題になります。三つ目は、政治とスポーツという問題です。三つの観点、即ち、国家、公法学、政治とのかかわりという観点から、憲法学の授業の中でスポーツを取り扱うことの適合性ないし正当性を説明させていただきたいと思います。

まず、国家論との関係ということでございます。今、道垣内先生がお話しされた日本モデルは、スポーツを「私」の法、私法のほうに位置づけていて、国家はなるべく口出しをしないというモデルというふうを受け止めてよろしいのではないかと思います。

ところが、ところ変わればかなり状況が変わりまして、例えばフランスですと、スポーツはそもそも「一般利益」に適うものとして国家の権限にも属します。スポーツの促進や発展には、国家も関わることになっています。特に法律などもかなり充実しております。これが『スポーツ法典』です。これ1冊でスポーツ法規全部入っています。上は法律から下は命令、通達、関連法規まで採録しており、ようやく1冊になるというものがあるのです。スポーツ法典の頂点にあるのは「1984年7月16日法律」。1984年にスポーツ基本法が制定されており、そのもとに様々な規則、命令、通達が出されていて、フランスのスポーツ法全体を形成しているということです。

ですので、果たしてスポーツを国家の問題として取り扱うのか、それとも私法の問題として取り扱うのかは、かなり国により、あるいは歴史により異なってくるということを指摘させて

いただきたいと思います。様々な比較を通して、国家論としても取り扱うことができるということで、この授業では、「公共性」の問題を取り上げてお話をしたいと思っています。これが国家論とスポーツとのかかわりです。

次は公法学とスポーツとのかかわりです。日本で、スポーツは、先ほどお話ししましたように、私法のレベルの問題になります。ここで二通りお考えいただきたいポイントがございます。先ほども様々な具体例をとおしてお話しいただいたのですが、スポーツに関する紛争があったとき、どうやって争うのかという問題と、あるいは判断する側がどうやって審査するのかという、2つの問題があるかと思いますが。言い換えればどこで争うのかという問題と、どうやって判断するのかという問題です。

道垣内先生のお話にありましたように、日本では裁判所へ持っていっても審査してもらえない、門前払いになるというそういうお話でした。この問題についてもところ変わればかなり状況が変わりまして、フランスでは、裁判所で扱います。例えば実際にあった事件では、ベルギーでドーピングの黒の判定が出た選手が、出場停止4カ月の処分を受けました。ベルギーで判断がなされても、それがほかの国に直接影響することはないのですが、ベルギーの決定を今度はフランスのサイクリング連盟が、フランス国内にも適用すると言いまして、フランス国内でも4カ月の出場停止処分を下したのです。そこでこの選手が、フランスの国内裁判所に、フランスサイクリング連盟の決定は違法であるとして、処分の取消を求めて提訴することとなりました。問題はさらにその先にあります。一体どこの裁判所に持っていくのかということが重要になるのですね。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、フランスの裁判所は多元的であり、司法裁判所と行政裁判所とがあります。最終的にフランスサイクリング連盟の決定は、行政権だという位置づけになりまして、行政裁判所の管轄となり、原告は行政裁判所へ訴えるという手順をとりました。日本とはかなり状況が異なるということがおわかりいただけるのではないかと思います。

ちなみに結論は、原告の請求を認めるという勝訴判決になりました。フランスサイクリング連盟の決定は違法であるという判決がでることもあるわけです。ですので、公法学にとりましては、どちらの裁判所でいくのか、とりわけ行政権なのか、司法なのかという、そういう問題とのかかわりでも非常に大きなテーマになろうかと思います。

管轄裁判所の問題に加えて、では裁判所はどのように判断をするのかという問題です。この点については、先ほどの道垣内先生のお話にもありましたように、まさしく行政権に対する統制と同じ判断(フランスの場合は行政裁判所がやりますから当然そうですが)、即ち、裁量権の逸脱、権限濫用があるかどうかという観点から判断をしていくことになるわけです。そうした判断が行なわれているところが、公法学の観点からは非常に興味深いということで、やはり憲法学としてスポーツを取り扱うことに意味があると思います。以上が2点目です。

3点目、今度は政治とスポーツという問題です。日本では、この問題は深刻な問題であり、例えば、スポーツの公式大会を通じて特定のイデオロギーを普及していくことの問題性が指摘

されています、例えば日本のチームが勝った場合、必ず流れる歌があります。もしそれを歌わない選手がいたら、抗議が殺到するという事態も予想されます。実際に、ある女性歌手が、テレビでその歌を歌わなかったことが非常に大きな批判を呼びまして、問題になったことがありました（ただ、これには裏話があり、その歌手が育った地域ではこの歌を教えていなかったそうです。知らなかったというのが理由だったそうです）。そうした特定のイデオロギーを広げるためにスポーツを利用することが、果たしてどのような評価を受けるべきか。これも憲法学としては無関心ではいられないという問題です。

もう1つ例を挙げます。1987年に沖縄県で国体が開かれました。そのときの条件は、やっぱり公式大会だから旗を掲揚するというものでした。それに怒ったある方がソフトボール大会の会場に入り、かかっている旗を引きずりおろして、聴衆の前でライターで火をつけて焼いたという事件が起こったことがありました。建造物侵入罪、器物損壊罪、威力業務妨害罪で刑事裁判になったことがあったのです。スポーツと政治とのかかわりというのは、非常に大きいということを示す事件ではないかと思えます。

関連してもう1点指摘したいと思えます。今度は個人に対してスポーツがどういう影響をもたらすかという問題です。日本ではスポーツの紛争が起きていない、仲裁機構はもうかってない、そういうお話がございました。これは恐らくスポーツを取り巻く社会的な圧力が影響しているのではないかというのが、私の関心事です。つまり、スポーツに関わる人は清貧であるべし。私益や権利を主張して訴えるべきではないという風潮が日本にあるのだとしたら、訴えない、事件がない原因は、むしろ社会の側にあるのではないか、と思えます。人権や自由を対象とする憲法学としては、この点にもやはり無関心ではいられないということになるかと思えます。

本来であれば、スポーツ選手が自分の権利や利益を主張して、紛争を起こし、もしかすると裁判所にも、そのうち訴えが認められるかもしれません。ただ、裁判は時間がかかります。例えば来年のオリンピックに間に合わせて紛争を処理したい場合には裁判所では間に合いません。そこで、迅速に事件を処理できる仲裁機構の役割が重要となるものと思えます。裁判所と仲裁機構との役割分担が重要ではないでしょうか。

以上の国家論、公法学、政治という3点からして、憲法学の授業でスポーツの問題を取り扱うことに関しては、非常に大きな意義があるのではないかということを申し上げたく存じます。

私からのコメントは以上です。どうもありがとうございました。

佐藤やよひ 高作先生、どうもありがとうございました。

それでは残り、若干時間がございますので、参加者の方から質問を受けたいと思えます。質疑応答のとき、マイクを使ってお名前を言って発言していただきたいと思えます。またそのときには道垣内先生への質問とか、あるいは高作先生への質問ということを書いて、発言していただきたく存じます。

質問のある方、挙手をお願いします。はい。

杉本厚夫 人間健康学部の杉本と申します。

スポーツ社会学を専攻しております。大変興味深いお話、ありがとうございます。2点、質問させていただきたいと思います。

まず、道垣内先生に質問させていただきたいのですが、選手を決めるときの基準に整合性あるかどうかはなかなか難しいと思います。例えば、今回マラソンのロンドン五輪代表に川内選手が選ばれなかったということがありますね。もし川内選手が選ばれたら、話題性があるし、メディアで取り上げられて、陸連にとっては、ビジネス的にはすごく有効に働くと思います。このようにビジネス的な基準で選んだ場合は、適切ではない基準として裁定されるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

日本の場合どうしても、スポーツとビジネスは結びつかない現状があります。先ほどの高作先生のコメントの中にもありましたけども、日本では学校教育を中心にスポーツが育ってきたので、教育的意味だとか、聖なる意味がすごく強いので、どちらかというビジネスを拒否する感覚があると思います。最近はプロ化が進んできましたので、経済的な垣根が低くなってきていたのですが、選考基準にビジネスの要素を盛り込んだ場合に、その基準自体が、仲裁の対象として考えることになるのでしょうか。

さらにもう一つ。例えばアトランタ五輪で女子マラソンの銅メダルに輝いた有森裕子さんが、パブリシティいわゆる肖像権の問題で陸連と争ったことがありました。このような場合、協会との関係で仲裁の対象となるのでしょうか。今お聞きしていたら、いわゆるドーピングだとか選手に選ばれなかったとか、そういうことが仲裁の対象になっていたのですが、肖像権とかの問題については、日本スポーツ仲裁機構では取り扱わないのでしょうか？この2点について、お聞きしたいと思います。

道垣内正人 ご質問ありがとうございます。

第1点についてですが、競技団体にとってスポンサーになってくださっている企業は大切であり、また、企業に所属している選手もいます。そのために、関係企業の意向を反映した代表選手選考がされるおそれもなくはないと思います。かつては、実際そうではないと言われていた団体もありました。しかし、そういうことを考慮するのは、オリンピック等の国民の関心の高い競技会への代表選手選考の基準としては適当ではないと思います。先ほど申しました仲裁判断で示されている基準に照らしますと、仮に代表選手選考基準として明文でスポンサー企業の所属選手を優先すると定めた場合、法秩序に違反すると言えませんが、著しく合理性を欠くということになるのではないかと思います。そういう恩恵を受けていない人たちの出場機会を失わせるからです。

もう一つは、パブリシティですね。現在のスポーツ仲裁規則の対象紛争が限定されていますので、肖像権に関する争いは、多分ここには入らないと思います。そのようなビジネスがらみの紛争は、特定仲裁合意にスポーツ仲裁規則による仲裁によって解決するということになると思います。これで答えになっているでしょうか。

杉本厚夫 その場合、選手としたら、どこに申し出たらいいのかわからないというのが現状だと思います。この問題はスポーツ仲裁機構だとか、この問題は裁判所だというふうにはよくわか

らないと思うので、そこの相談もされているのかどうかということをお聞きしたいのですが。

道垣内正人 2番目の民事訴訟型の仲裁の対象となる事件は、裁判所にも行けます。ビジネスの紛争ですから財産権に関係していますので。仲裁と裁判とどちらを選ぶかは、当事者の判断によります。事務局にはいろいろな相談があるのですが、どちらがいいかは言いません。勝てそうかどうかとも言いません。対応が難しいのは、スポーツ仲裁機構が相談者のために存在していて、そのために働いてくれると思って電話してくる人が多いということです。そうではないというと、どうしてそういう冷たい態度をとるのかということになります。それでも、我々は、アスリートからも競技団体からも等距離にあり、アスリートのためにのみ働く組織ではありませんと言わなければなりません。

もう一つ、法テラスへの紹介といったことはしています。情報の交換もしております。

杉本厚夫 ありがとうございます。

佐藤やよひ ほかに質問は。お願いします。

質問者 A 一般市民の××××と申します。

スポーツと観光と、どっちがどっちという議論はないかと思いますが、観光庁はあるのですが、スポーツ庁というのはないのですね、まだ。これに対する考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

道垣内正人 このスポーツ基本法の付則の中に、スポーツ庁の設立について検討するという条文が入ったはずですが。先ほどもスポーツと政治というお話がありましたが、スポーツについては議員さんがすごく感心があって、日本体育協会の都道府県の支部やその下の組織はかつては本当に集票マシンのような働きをしていたようですし、いまでもそういう面もあるようです。ですから、その方面からあるいはスポーツ庁の設置運動があるかもしれません。私の関心事項から言えば、障害者スポーツについて厚労省に管轄があり、文科省とスポーツ行政が統一に行われていない状況を整理するという意味で、スポーツ庁設置には意味があるかと思えますけれども、お役所をたくさん増やすことより、行政の中身が大切ではないかと思えます。


質問者 A スポーツ庁ができれば、そのスポーツ庁の中で今やられている仲裁機能みたいなものを持たせることも、お金をかけて可能なんじゃないかなと思うのです。

道垣内正人 そういうフランス的な発想は私は賛成しかねます。国がすべきことなのかという疑問があるからです。スポーツに国が関与する場合、オリンピックだけなのか、国体もそうか、高校野球大会もそうか、さらには、地域でのスポーツ大会もそうか、そのあたりも問題となると思います。どんどん国が介入していくことがよいことなのか、国民の意見によるべきでしょう。

現在、オリンピック代表選考をやっているのはJOCです。そして、JOCはその加盟団体に判断を投げているわけです。競技団体になぜオリンピック代表選手選考をする権限があるかという、結局、JOCに指定されているからです。かつて、テコンドーについて、2つの競技団体が、代表選手選考の権限を争った例があります。そのようなことを法律で決めればはっきりしますが、それも議論が必要でしょう。アメリカでは、法律で代表選手選考をする競技団体を指定することが定められています。多分フランスもそんなふうになっているのですが、そこま

でどんどん国が入っていくのは、今の日本にふさわしいのかどうか検討の余地があるように思います。私はどっちかと言うと、もう少し国の関与の少ない体制の方がいいように思います。**佐藤やよひ** ではそろそろ時間がきましたので、きょうはこれでおしまいにしたいと思います。皆さま方、どうもありがとうございました。

【資料】



スポーツ仲裁


一般財団法人日本スポーツ仲裁機構・代表理事(機構長)
早稲田大学大学院法務研究科・教授/弁護士
道垣内正人

2012年5月11日 関西大学

目次

1. はじめに
2. スポーツ仲裁
 - a. 日本スポーツ仲裁機構
 - b. 3つのタイプの仲裁
 - c. 現状
3. スポーツ調停
 - a. ADR促進法
 - b. スポーツ調停とその現状
4. スポーツ法
 - a. 決定取消の基準
 - b. ガバナンス・ガイドライン
 - c. 若干の法的論点
5. スポーツ基本法
6. おわりに

付録：法科大学院「スポーツ法」試験問題




2. スポーツ仲裁

a. 日本スポーツ仲裁機構

経緯

- 1998年1月：「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」JOC・日体協報告書において第三者機関の必要性に言及
- 1999年12月：JOCに「スポーツ仲裁研究会」設置
- 2000年5月：千葉すず事件(シドニー・オリンピックへの水泳選手選考からもれたことから日本水泳連盟を相手にCAS (Court of Arbitration for Sport) に仲裁申立て。単独仲裁人(スイス人)により日本において英語で手続。仲裁判断では、選手選考自体には問題ないとされたが、選考基準を事前に公表していなかった点には落ち度があるとされ、水連は1万スイス・フラン(約62万円)の支払を命じられた。(CAS 2000/A/278)
- 2000年11月：48の競技団体に対してアンケート実施。79%から仲裁機関が必要であるとの回答。
- 2003年4月7日：日本スポーツ仲裁機構(JSAA)設立
- 2009年4月1日：一般財団法人化




2. スポーツ仲裁

a. 日本スポーツ仲裁機構

組織

- 評議員7名(藤井正雄・梶谷剛・青山善充各氏のほか、競技団体から3名・元アスリート1名)
- 理事12名(中立6名・競技団体3名・元アスリート3名)・監事2名
- 事務局：事務局長(非常勤)・事務局員(常勤1名)・アルバイト若干名
- 事務局所在地：国立代々木競技場内
- 業務取扱時間：月～金 10:00～17:00
- <http://www.jsaa.jp/> で情報公開




2. スポーツ仲裁

a. 日本スポーツ仲裁機構

財務

- 2012年度予算：
 - 収入：約4670万円
 - 事業収益金(仲裁・調停料金)：40万円(1件5万円)
 - JOC等3団体-LPGA・JADAの維持会員会費：1200万円
 - 寄附金(ミズノ・アシックス・デサント等)：約150万円
 - 文科省からの受託事業費：約2100万円
 - lotoからの補助金：約1170万円
 - 支出：約4650万円
 - 事業経費(仲裁調停にかかる経費)：約1010万円
 - 説明会・研究会・シンポジウム経費：約360万円
 - 文科省からの受託事業費：約2100万円
 - 管理経費(賃料・人件費等)：約1160万円




2. スポーツ仲裁

b. 3つのタイプの仲裁

3つのタイプに応じた仲裁規則

- **行政訴訟型：「スポーツ仲裁規則」**
 - アスリート v. 競技団体
 - 申立料金5万円
- **民事訴訟型：「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」**
 - 当事者に限定なし
 - 申立料金・管理料金は日本商事仲裁協会と同額
- **刑事訴訟型：「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」**
(「日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則」)
 - アスリート v. 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のほか、アスリートに対して、JADA、WADA、(国内・国際)競技団体等が申立てをすることができる。
 - 申立料金5万円



2. スポーツ仲裁

b. 3つのタイプの仲裁

「スポーツ仲裁規則」

- 対象とする紛争「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定(競技中になされる審判の判定は除く。)」
- 「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。
 - 1 財団法人日本オリンピック委員会
 - 2 財団法人日本体育協会
 - 3 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 4 各都道府県体育協会
 - 5 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体
- 「仲裁合意」:自動受諾条項を各競技団体に要請
- 原則として3名の仲裁人によるパネルが判断。緊急の場合は1名。
- 仲裁判断は公表(個人名のみA、B...)。当事者である競技団体に対する間接強制(法律上の争訟)ではないため、裁判所による強制はできない)と他の競技団体に対する行為規範を示す趣旨。



7

2. スポーツ仲裁

b. 3つのタイプの仲裁

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」

- 政府は、2005年10月19日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を受諾し、2007年2月1日に日本国について発効。
- 文部科学省は、「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を策定。
- これらを受け、財団法人日本アンチドーピング機構は、2003年3月5日にコペンハーゲンで採択された「世界ドーピング防止規程」に準拠して、「日本ドーピング防止規程」を定め、2007年7月1日施行。
- 同規程のもとで構成される「日本ドーピング防止規律パネル」がドーピング検査で陽性反応の出たアスリートに対する制裁措置を決定する。
- 同規程は、この決定に対して不服がある場合、JSAAでの仲裁による紛争処理を義務付けている。ただし、国際競技大会における競技会が発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、CASの適用のある関連規定に従ってCASにのみ不服申立てをすることができる。



8

2. スポーツ仲裁

b. 3つのタイプの仲裁

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」

- この規則による仲裁の申立人には、少なくとも次の者を含む(規則2条2項)。
 - 1 仲裁申立ての対象となっている決定において対象とされている競技者その他の者
 - 2 仲裁申立ての対象となっている決定がされた事案における関係者(第1号に掲げる者を除く。)
 - 3 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に係る国内競技連盟及び国際競技連盟
 - 4 財団法人日本オリンピック委員会
 - 5 財団法人日本体育協会
 - 6 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 7 日本アンチドーピング機構
 - 8 第1号に定める競技者その他の者が服する日本アンチドーピング機構以外の国内ドーピング防止機関
 - 9 世界ドーピング防止機構



9

2. スポーツ仲裁

b. 3つのタイプの仲裁

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」

- 手続参加(規則41条):
 - 1 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に係る国内競技連盟及び国際競技連盟、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、並びに世界ドーピング防止機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとして仲裁手続に参加することができる。オブザーバーは、権利としては自己の請求、主張その他をすることはできず、スポーツ仲裁パネルの許可又は要請がある場合のみ、発言、資料の提出等を行うことができる。
 - 2 日本アンチドーピング機構は、審理の終結に至るまではいつでも、当事者又はオブザーバーとして仲裁手続に参加する権利を有する。



10

2. スポーツ仲裁

c. 現状

自動受諾条項採択状況(「スポーツ仲裁規則」による仲裁) (2011年9月26日現在)

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・JASA	2			2	
JOC加盟・準加盟等団体	28	20	6	54	
JASA加盟・準加盟等団体	3	8	3	14	
小計	33	28	9	70	47.1%
都道府県体協	4	40	3	47	
日本障害者スポーツ協会(JSAD)		1		1	
JSAD加盟・準加盟団体	7	19	27	53	
小計	11	60	30	101	10.9%
合計	44	88	39	171	25.7%



11

2. スポーツ仲裁

c. 現状

JSAA取扱事案数(2012年3月31日現在)

年度	AP		DP		MP			他の解決手段を利用した事案(注)	その他の相違事案	取扱事案総数
	仲裁申立受理事案数	仲裁申立取下手案数	仲裁申立受理事案数	仲裁申立取下手案数	調停申立受理事案数	調停申立取下手案数	調停申立取下手案数			
2003	3	3	0	2					2	5
2004	2	2	0	1					1	6
2005	2	1	1	0					4	9
2006	1	1	0	0	0	0	0	0	2	11
2007	0	0	0	2	1	0	1	0	1	6
2008	1	1	0	2	2	2	0	1	1	18
2009	2	2	0	0	0	1	0	1	1	19
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	1	23
2011	3	2	0	2	0	0	0	0	0	23
合計	19	15	3	7	2	5	3	1	3	115

AP:スポーツ仲裁規則による仲裁手続 DP:ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁手続
MP:特定調停合意に基づくスポーツ仲裁(和解あっせん)規則に基づく調停手続



12

2. スポーツ仲裁

c. 現状

仲裁判断の一覧 2003～2006年度

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理最終から言渡しまでの期間
2003-001	ウエイトリフティング事件	登録処分取消し	処分取消し、申立料金の相手方負担	2003年8月4日	3名	1か月と20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバシアード大会派遣選手等選考決定の取消し等	請求棄却(一部は却下)	2003年8月18日	1名(緊急仲裁)	9日	9日
2003-003	身体障害者強化指定選手に指定しない決定の取消し等	請求棄却	請求棄却	2004年2月16日	3名	3か月と27日	12日
2004-001	馬術事件1	オリンピック大会派遣人马決定の取消し等	請求棄却(一部は却下)	2004年7月14日	3名	22日	9日
2004-002	身体障害者陸上競技等	パラリンピック大会派遣選手決定の取消し等	請求棄却(一部は却下)	2004年8月26日	3名	1か月	9日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消し	申立て却下	2005年5月6日	1名(緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング	海外オブザティスト・ディン兼第一乗組員のシシナル・サームへの内定取消決定を取り消すよう拒絶勧告せよ等	請求棄却(被申立人の決定の内容確認請求については認容)	2006年11月9日	3名	1か月と25日	16日

13



2. スポーツ仲裁

c. 現状

仲裁判断の一覧 2008～2010年度

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理最終から言渡しまでの期間
2008-001	カヌー事件	アジア選手権予選出場選手選考決定の取消し等	請求棄却(一部は却下)	2008年5月8日	1名(緊急仲裁)	10日	9日
2008-001	軟式野球事件	全国軟式野球大会などに出場できないとした決定の取消し等	決定取消し、申立料金の相手方負担	2008年7月8日	3名(緊急仲裁)	1か月と14日	19日
2008-002	綱引事件	(1)資格認定及び登録に関して疑義がある審判員についての審査申立てを拒否する決定の取消し(2)正委員の地位確認	(1)決定取消し、(2)却下。申立料金の相手方負担	2008年3月29日	3名	4か月と23日	23日
2010-002	ボウリング事件1	全日本ボウリング協会に対し、団体の代表選手決定の取消し等につき、県のボウリング連盟を指導すること	請求棄却(一部は却下)	2010年8月13日	1名(緊急仲裁)	10日	9日
2010-004	ボウリング事件2	県体協及び県のボウリング連盟に対し、県体の予備登録選手とした決定を取消し、正選手とすること、監督を解任すること等	請求棄却(一部は却下)	2010年9月23日	1名(緊急仲裁)	10日	9日
2010-005	職業者バドミントン事件	(1)アジアバドミントン日本代表に申立人を選出しないの決定が効力を有していないことの確認、(2)申立人を同日本代表に選出したことの確認、(3)選考手続についてのガバナンスの確認等	(1)-(2)は請求認容、(3)以下は却下	2010年10月2日	1名(緊急仲裁)	20日	9日



2. スポーツ仲裁

c. 現状

仲裁判断の一覧 2011年度～

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理最終から言渡しまでの期間
2011-001	馬術事件2	関東学生馬術競技大会等における申立人馬の登録を取り消す旨の決定の取消し	請求棄却	2011年12月26日	3名	3か月と26日	16日
2011-003	ボート事件	アジア選手権予選会男子軽量級ダブルスカル日本代表クルーの内定の取消し等	内定取消し	2012年2月27日	3名(緊急仲裁)	25日	2日



2. スポーツ仲裁

c. 現状

「ドーピング紛争に関する」仲裁判断

事件番号 JSAA-BIP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理最終から言渡しまでの期間
2008-001	自転車事件	日本ドーピング防止規程(18)条の2008-004号事件決定の取消し	請求棄却	2008年6月10日	3名	6か月と29日	13日
2008-002	自転車事件	日本ドーピング防止規程(18)条の2008-004号事件決定の一部取消しと、申立人の2年間の資格停止の請求等	請求却下	2008年1月26日	3名	1か月と16日	3日



3. スポーツ調停

a. ADR促進法

裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律 (2007年4月施行)

- JSAAは施行初日に申請、法務大臣認証機関第1号を取得。
- 認証を受けることのメリットは、認証機関での調停手続中の時効の停止等であるが、スポーツ紛争にはほとんど関係なし。
- むしろ広報的意味合い。

→ 日本ADR協会設立へ。



17

3. スポーツ調停

a. スポーツ調停とその現状

特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則

- 対象とする紛争:「スポーツに関する紛争」であればよい。
- 両当事者が調停に付する旨の合意をし、各25,000円を支払うことにより開始。
- 調停案には拘束力なし。
- これまでの実績:労働関係事件で3件成立。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停規則」による調停事案件数(2012年3月31日現在)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	合計
成立(和解)	0	2	1	0	0	3
見込みなし(不調)	1	0	0	0	0	1
双方の離脱	0	0	1	0	0	1
一方の離脱	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
手続中	0	0	0	0	0	0
小計	1	2	2	0	0	5
不応諾	1	1	1	0	0	3
合計	2	3	3	0	0	8



18

4. スポーツ法 a. 決定取消の基準

仲裁判断例により確立してきた基準

- 「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟(被申立人もその一つである)については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。」
- 「仲裁機関としては、
 - 1) 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、
 - 2) 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、
 - 3) 決定に至る手続に瑕疵がある場合、または
 - 4) 国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである。」

(上記の4)を除く部分は、ウエイトリフティング事件(JSAA-AP-2003-001)において示され、身体障害者水泳事件(JSAA-AP-2003-003)において4)が追加され、馬術事件(JSAA-AP-2004-001)でもそれが踏襲され、以後、確立)

19



4. スポーツ法 b. ガバナンス・ガイドライン

文科省からの受託事業のひとつ(2010年度実施)

- 外国制度を含め競技団体の運営・財務の健全性・透明性確保の方策を調査したうえで、紛争の予防と解決能力強化のための方策を競技団体関係者に利用しやすい小冊子の形で提示することにより、競技団体のガバナンスを強化し、ドーピング紛争等を未然に防止して、選手等の権利を擁護することに資することをめざす。
- 株式会社のガバナンスに関する議論を参考とするため、会社法の専門家を含む専門家に委員を委嘱。

20



4. スポーツ法 c. 若干の法的論点

(1) 「法律上の争訟」性

- 裁判所が「法律上の争訟」(裁判所法3条)だけを扱うのは、(1)裁判官は法律の適用について訓練された者であり、団体内部のルールの適用を任務としていないこと、(2)裁判所は国民の税金で運営されているのであって、一部の団体の内部の紛争に時間と労力を割くことは適切ではないこと、(3)国家が私的な団体の内部の紛争に介入することは適当ではないこと等に基づくことすれば、代表選手選考などをめぐる紛争はこれに該当しない。自動車競技に関する競技団体の決定を争う訴えを却下した東京地判平成6年8月25日(判時1533号84頁参照)。
- ただし、慰謝料請求等については裁判所は本案の判断をしている。世界選手権大会の日本代表選手の実質的な選考者として被告に与えられていた裁量権の範囲を逸脱したとされ、原告らに各5万円の支払いを命じた東京地判昭和63・2・25(判時1273号3頁)参照。
- もっとも、昭和63年判決の事件では提訴から4年を経て一審判決が下されている。

21



4. スポーツ法 c. 若干の法的論点

(1) 「法律上の争訟」性(つづき)

- アメリカには裁判所の権限について、日本の裁判所法3条のような限定がないようである。実際、2000年のシドニー・オリンピックへのレスリング・アメリカ代表選考のための試合に敗れた選手Xからの申立てにより、レスリング協会に再試合を命じた判決が下され、実際に再試合が行われた事例がある(Lindland v. U.S. of Amer. Wrestling Ass'n, 230 F.3d 1036 (7th Cir. 2000))。この事例では、最終的にXが代表としてオリンピックに出場し、銀メダルを獲得した。

22



4. スポーツ法 c. 若干の法的論点

(2) 仲裁法の適用

- 仲裁法上の「仲裁」は、民事上の紛争であって(2条1項)、原則として法律を適用して判断するものを対象とし(36条1項・2項)、仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力与えられる以上(45条1項)、裁判所法3条の定める「法律上の争訟」であることが前提となっていると解され、仲裁法の適用もない。
- したがって、例えば、スポーツ仲裁規則に基づく仲裁において、裁判所に対する証拠調べの実施を求める申立て(35条)をしても認められず、その仲裁判断について仲裁判断取消の訴え(44条)をしても却下されることになる。また、仲裁判断に基づく強制執行のための執行決定を求める訴え(46条)も却下されるため、既述の通り、仲裁判断を公表してピア・プレッシャーに期待している。
- もっとも、仲裁人が当事者の一方から金員を受領して不正な判断をすれば、背任(刑法247条)等の罪に問えることはあり得ると思われる。

23



4. スポーツ法 c. 若干の法的論点

(3) 創造的な仲裁判断の可能性

- 問題となっている競技については素人に等しい法律家としては、法的な判断基準に従って決定を取り消すところまでがその果たすべき役割であり、白紙に戻った状態で、誰が本当に有望選手かといった競技の専門家が果たすべき役割を代わって行うべきではないと考える。
- すなわち、その点は、もう一度、競技の専門家に判断を委ねるべきであって、創造的な判断は差し控えるべきであろう。
- もとより、そのような消極的な態度では、例えば、大会が目前に迫っている状況においてはワークしないおそれがある。例えば、マラソンやサッカーの代表選手選考決定が仲裁判断によって取り消されたからといって、再度のレースや試合を実施することは不可能であろう。しかし、だからといって仲裁パネルが自ら選手選考をしてよいということにはならない。そのような困難な状況においてどのように代表選手選考をするかはあくまでも競技団体に委ねられるべきであろう。

24



5. スポーツ基本法

国のバックアップ

- アメリカでは、1998年のTed Stevens Amateur Sports Act(36 U.S.C. sec.220521-29)(これは、1978年のAmateur Sports Actを改正したもの)にオリンピック等の代表選考の権限を有する「国内統括団体(National Governing Body)」として指定された各団体の義務として、人種や宗教による差別をしないことなどと並んで、紛争をアメリカ仲裁協会による仲裁に委ねることが挙げられている。
- JSAAとしては、これまで、文科省に対し、競技団体への補助金の交付に際しがパナソニックの確立を条件とし、自動受諾条項の受け容れをその指標の一つとすることを要望してきた。

25



5. スポーツ基本法

■ スポーツ基本法(平成23年法律78号)

- スポーツ振興法(昭和36法律141号)の全面改正。
- 2011年8月24日施行。

(スポーツ団体の努力)

5条3項 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

26



5. スポーツ基本法

- 5条3項のスポーツ団体に関する規定は努力規定であり、15条の国に関する規定は「必要な施策」を講ずる旨のプログラム規定にすぎない。
- これらを受けて、2012年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、此に基づいて具体的な施策がとられることになる。
- 「スポーツ基本計画」のうち、関連部分：

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標:スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

27



5. スポーツ基本法

(1)ドーピング防止活動の推進

…

(2)スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

今後の具体的施策展開：

- 国は、統括団体、中央競技団体等スポーツ団体の代表や学識経験者等による有識者会合を設置し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方の指針となるガイドラインを策定する。…
- スポーツ団体においては、…その運営の透明性の確保を図るとともに、国が策定したガイドラインに準拠してその事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう自主的に努力する。…団体の運営にアスリートの意見を反映する仕組みの導入や、女性の団体役員等への積極的な登用、外部役員・監査役の登用を図ることが期待される。
- 日本スポーツ振興センターは、助成等を通じ、スポーツ団体が行う研修会や専門家の配置等のガバナンス強化に向けた取組を支援する。

28



5. スポーツ基本法

(3)スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

今後の具体的施策展開：

- 国は、JSAAと連携し、統括団体及び競技団体並びにアスリートのスポーツ仲裁・調停に関する理解増進を図るとともに、仲裁人・調停人等スポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成を推進する。
- 日本スポーツ振興センターは、助成等を通じ、JSAAが行うスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組を支援する。
- JOC及び日体協の加盟・準加盟団体等並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等においては、スポーツ仲裁自動受諾条項を採択し、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための環境を整備することが期待される。また、JOC、日体協及びJSADにおいては、我が国のスポーツ団体を統括する立場にあることから、JSAAと連携し、加盟・準加盟団体におけるスポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組を推進することが期待される。

29



5. おわりに

- 競技者が安心してスポーツに専心できるような環境を作ることの重要性を認識し、その実現・維持にはコストがかかることを覚悟すること、受け身の機関(JSAA)に加え、「攻め」の仕組みの導入の必要性ではないか。

- 「攻め」とは、<スポーツ検非違愆>の導入。具体的には、統括競技団体が第三者を含む機関を作り、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等から競技者を守ることを目的として、競技団体・チームへの立入調査を行い、これを拒否する監督・コーチ等には不利益を与え、不祥事が確認できれば該当者に代わってJSAA等に申立てができる仕組み。これを国はこれを後押しすべきである。

<http://www.westlawjapan.com/column/2011/111226/>

30



付録

――法科大学院「スポーツ法」試験問題

上智大学法科大学院2010年度「スポーツ・エンタテインメント法」試験より

競技団体Yは、2010年10月1日開催のM世界大会への日本代表選手をA・B・C・D・Eとする旨(本件選考決定)同年8月12日に公表した。これに対し、選考されなかったXは、本件選考決定の過程において不正行為があったと主張し、その不正行為の結果選考されたAに代えてXを代表に加えること(請求1)、又は、本件選考決定を全面的に取り消して再選考を行うこと(請求2)を求めて、同年8月20日、スポーツ仲裁機関Pに仲裁を申し立てた。

31



付録

――法科大学院「スポーツ法」試験問題

(1) Yの規則によれば、「Yの決定に対しても不服がある者は常に、Yの設置する不服審査委員会による審査を受けることができる。Yは不服申立てがあった場合には2週間以内に同委員会を設置し、同委員会は3ヶ月以内に判断を示すこととする。同委員会の決定に不服がある者は、仲裁機関Pに対して仲裁申立てをすることができ、Yはこれに応じるものとする。」との条項がある。本件では、しかし、Xは不服審査委員会の決定をせずにPへの仲裁申立てをしているため、Yは仲裁に応ずる義務はないと主張している。これに対し、Xは、Yが不服審査委員会を設置するには最大2週間を要し、さらにその決定を得るまでには最大3ヶ月を要するところ、M世界大会開催まではすでに2ヶ月もないタイミングであるので、そのような手続を経ている時間的余裕はなく、そのような場合には直接にPへの申立てを認めるべきであると主張している。Pとしては、Xの本件仲裁申立てをどのように扱うべきか。

32



付録

――法科大学院「スポーツ法」試験問題

(2) 仮に、仲裁手続に入ったとして、仲裁パネルは、Xが主張する不正行為があったこと、その結果、Aは不正に選考されたことを認定したとする。その場合、仲裁パネルは、請求1・請求2について、どのような判断をすべきか。

33



付録

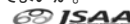
――法科大学院「スポーツ法」試験問題

(3) 仮に、Xの請求が請求2だけであったとする。そして、2010年8月31日に仲裁パネルはこの請求を認め、本件選考決定を取り消す判断をしたとする。これを受け、2010年9月1日、Yは再度選手選考会議を開催しAをはずしてFを入れ、代表選手をB・C・D・E・Fとする旨決定した。

(a) Xは再びこの9月1日の選考決定を取り消す仲裁申立てをすることができるか。(1)に記載した不服審査委員会前置を定める規定はないと仮定する。

(b) 仮に、Xが再びこの9月1日の選考決定を取り消す仲裁申立てをすることができ、3名の仲裁人で構成される仲裁パネルによる仲裁手続が行われることになったとする。3名の仲裁人のうち1名は、公正性に問題がない限り、各当事者が指名することができる。と定めるPの仲裁規則に基づき、Xは8月31日の仲裁判断をした仲裁パネルを構成していた仲裁人Wを選定する旨Pに通知した。Wは仲裁人として任務を果たしてよいか。

34



付録の解答

- 問(1): M世界大会開催までは1ヶ月と10日ある以上、たとえば9月10日までには不服審査委員会の決定をし、それに不服がある場合又はそれまでに不服審査委員会の決定がされない場合には仲裁判断をする旨の決定をすべきであると考えられる。
- 問(2): Aに代えてXを代表に加えるという請求1は、Aの選考に不正があったとしても、X以外に適任者がいないことの判断を仲裁人がすることになり不適当である。選手選考を取り消す請求2についての判断は可能であるが、Aの選考だけをB以下の選考から独立させることができるか否かは競技種目次第であって、一体不可分の場合には全体を取消し、可分も場合によってはAの選考決定だけを取り消すことが考えられる。
- 問(3)(a): 別の不正を主張する限り、Xは再度の申立てをすることができる。
- 問(3)(b): JSAAの立場からは、Wは仲裁人として不適格であると判断。

35



Thank you.

